

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例（平成22年10月12日京都市条例第18号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、京都市岩倉南児童館ほか2館を新設することとしました。

- 1 京都市岩倉南児童館を京都市左京区岩倉下在地町213番地の1に設置します。
- 2 京都市朱雀第三児童館を京都市中京区壬生松原町19番地の2に設置します。
- 3 京都市西京極西児童館を京都市右京区西京極火打畑町6番地の1に設置します。

上記の改正は、それぞれ市規則で定める日から施行することとしました。

なお、利用の許可の申請等の準備行為は、上記1から3の設置に係るそれぞれの改正の施行前においても行うことができることとしました。

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年10月12日

京都市長 門川 大作

京都市条例第18号

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を改正する条例

京都市児童館及び学童保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市明德児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市岩倉南児童館	京都市左京区岩倉下在地町213番地の1
-----------	---------------------

別表第1京都市円町児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市朱雀第三児童館	京都市中京区壬生松原町19番地の2
------------	-------------------

別表第1京都市山ノ内児童館の項の次に次の1項を加える。

京都市西京極西児童館	京都市右京区西京極火打畑町6番地の1
------------	--------------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、各児童館に関する部分につき市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 利用の許可の申請その他京都市岩倉南児童館、京都市朱雀第三児童館、京都市西京極西児童館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)